

淀川水系流域委員会 様

2004年12月25日

「事業中のダムについての意見書（案）」のまとめに対する意見

宇治・防災を考える市民の会
事務局次長 梅原 孝

記

- 1、12月15日の第30回琵琶湖部会において嘉田委員より「琵琶湖水位操作についての意見書（案）（全体について）」の報告されたが、現状を正確につかんだ報告になっており高く評価する。河川管理者から、これまでに洗堰の操作規則などなぜこのような報告がでなかったのか、と残念に思う。以下嘉田委員の報告内容でまとめに生かしてもらいたい事項を報告する。
- 2、「報告5 洗堰の全閉操作と下流の治水」の項「総合的に考える時、重要なことは、琵琶湖周辺の溢水では、水位はじわじわと上がり、通常の状態では、死者を出すほどの水害にはならないということである。それに対して、下流の宇治川、淀川の堤防破壊などが万一起きた場合には、予想もできないほどの甚大な被害がおき、そこには人名被害がおきる恐れが大きいということである。特に滋賀県も危惧しているように、宇治川の治水安全度は低い。・・・略・・・これらの地域で昭和28年のような水害がおきたら、どれほどの人的、財産的被害が起きるのか、今後真剣にシミュレーションをする必要があるだろう。」と指摘されている。
昭和28年の大洪水では宇治川に1780トンが流れ堤防が決壊。宇治市最悪の日といわれる大被害をだしたところである。今回の計画は前期放流2日間とあわせ後期放流を含めて約2週間もの長期わたる1500トン放流が続くことになる。
今回の貴職のまとめでは、「詳細な検討結果を踏まえて、事業を継続実施するのが妥当であると判断する」となっている。詳細な検討結果を得た後に実施できるものなのかの判断をすべきものと考ええる。
また脆弱な宇治川堤防の強化が欠落しているのも重大なことである。
- 3、「報告4 洗堰をめぐる洪水期の操作規則とその問題点」の項「洪水期にあらかじめ水位をさげておいて、琵琶湖周辺の洪水リスクを低めることは、総合開発の効果として湖岸の住民には強く歓迎されることであった。さらに、湖岸堤防を建設し、内水排除ポンプを設置することで、湖岸の浸水リスクは低められた。しかし、琵琶湖全域が、総合開発での計画高水位である1.4メートルまで浸水被害が起きないという状況まで、総合計画は至っていない。湖岸235キロメートルの中で、+60センチメートルくらいから水田が徐々に水がつきはじめ、1.4メートルでは冠水する水田面積は5000ヘクタールほどになる。床下浸水が100戸、床上浸水が10戸近くとなる。」と指摘されている。
この報告は、これまで聞いてきた河川管理者の報告とは食い違うところもある。しかし報告の実態は我々も現地調査・見学した内容と一致するものである。
この実態に基づいて対策を講じる必要があると考えるものである。
- 4、「報告6 新しい琵琶湖治水の枠組みを一湖岸地域の遊水池」の項では「・・・下流の治水リスクは人名被害などの壊滅的な被害が予想される。それに対して琵琶湖

岸での治水リスクは、水田と住宅の財産被害である。これら琵琶湖岸の財産被害の増大リスクに対しては、大戸川ダム建設がひとつの案として考えられる。しかしダム建設の代替案として、琵琶湖岸の浸水被害地を、制度的に「遊水池」として、地上権を設定することで、あらたな治水対策のフレームをつくることも可能ではないだろうか。特に、現在4割ほどの転作などを求められている稲作においては、集落毎に集団的に、遊水池機能をもつ水田を湖辺部に集めることで、「遊水池としての新たな機能」を付与することもできる。と同時に、湖岸域での新たな住宅や事業所の建設を制限する、という都市計画的、土地利用的な規制も必要となる。……」と指摘されている。

この視点こそ上下流の相互理解できるものであり、環境問題なども含め琵琶湖再生の道であると考えられるものである。

以上